

# 羽津中学校いじめ防止基本方針

## I 学校におけるいじめ防止等に関する取り組み

### 1 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※ 児童等とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かは、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って判断する。例えば、いじめられていても本人が否定することもある。そのため、背景にある事情の調査を行い、表情や様子をきめ細かく観察し、いじめに該当するか否かを判断する。

※ 好意から行ったことで、意図せず相手側に心身の苦痛を感じさせた場合も、法が定義するいじめには該当する。ただし学校は、いじめという言葉を使わずに指導することなど柔軟な対応も可能である。

具体的ないじめの態様（文部科学省）は、次のようなものがある。

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等1)「わかる授業」を行い、基礎・基本の確実な習得のためのきめ細かな指導を推進します。

### 2 いじめの防止

- (1) 「わかる授業」を行い、基礎・基本の確実な習得のためのきめ細かな指導を推進します。
- (2) 社会のルール、学校のきまりや学習規律を守ることのできる規範意識の醸成を図ります。
- (3) いじめ等問題行動の発生しにくい、信頼で結ばれた人間関係のある学級・学年経営をします。
- (4) 日々の授業や行事等において、すべての生徒が共に高め合い活躍できる場面を多くします。

### 3 いじめ防止の啓発

- (1) いじめについて正しく理解し、共通理解を図るとともに、いじめや人権に関する研修会に参加します。
- (2) 道徳の授業や人権ポスター、人権作文等の取り組みを通して、いじめ防止や人権を大切にする意識の向上を図り、いじめを許さない環境づくりに努めます。
- (3) 道徳や教科でのNetモラルの授業や保護者研修会等を通してインターネットやスマートフォン等を使ったネットいじめ対策を推進します。

(4) いじめに関するリーフレット等を保護者に配付したり、各種相談機関を周知したりします。

#### **4 いじめの早期発見**

- (1) 日常的な生徒との対話や観察、スクールライフノートを活用して、生徒の変化やサインに気づく取り組みをします。
- (2) 学級担任だけでなく、学年、部活動顧問等、かかわりのある教職員が日常的に連絡を取り合っ、生徒の変化を捉える取り組みをします。
- (3) 休み時間に学年フロアの巡回や観察を行うなどして安全対策を行います。
- (4) 毎学期に1回以上のいじめ調査、面談等を実施し、生徒の不安や心配事等の心の状況を把握します。
- (5) 学級満足度調査(Q-U調査)を実施し、学級の状況及び一人ひとりの状況を把握します。
- (6) いじめ調査や面談等によるいじめの認知件数が零であった場合は、通信等で公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れが無いようにします。

#### **5 いじめに対する対応**

- (1) いじめを発見、通報を受けた教職員は、速やかに校内の「生徒指導委員会」や「学校いじめ防止対策委員会」に報告します。
- (2) いじめを受けた生徒を全面的に支え、守る姿勢で対応します。
- (3) いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒からの聞き取り及び保護者への報告を行い、保護者とともに解決を図ります。
- (4) 周囲の生徒からの聞き取りとともに、観衆的・傍観的立場に立つことがいじめの助長につながるということを、学級、学年、学校全体に指導します。
- (5) 対応について教育委員会から継続的に指導・助言を受けるとともに、必要があれば早期に警察に相談し、連携して対応します。
- (6) 学校配属のスクールカウンセラーや教育委員会派遣の臨床心理士とともに、生徒の心のケアを行います。

## **II 校内組織と関係機関との連携**

### **1 校内組織**

- (1) 管理職、各学年代表、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、教育相談担当、登校サポート教員、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等)による「いじめ防止対策委員会」を設置し、把握したいじめについて、全教職員で情報共有し、早期に解決を図ります。また、いじめの事実を明確にするための調査等を実施し、生徒及び保護者、教育委員会に報告します。
- (2) 定期的に「生徒指導委員会」を行い、問題行動等について情報交換するとともに、対応や指導方法について協議します。

### **2 学校関係者及び各種団体との連携**

- (1) PTA及びコミュニティスクール運営協議会と協働します。
- (2) 校区の保育園、幼稚園、小学校、他の中学校と連携し、情報共有を行います。
- (3) 主任児童委員、民生委員児童委員、自治会、市民センター等と連携します。

### **3 関係機関との連携**

- (1) 四日市北警察署，阿倉川交番，北勢児童相談所，こども家庭センターなど様々な関係機関と連携して適切な解決を図ります。
- (2) 重大事態が発生した場合には，直ちに教育委員会に報告するとともに，調査を実施します。また，当該の生徒及びその保護者に対し，調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供します。
- (3) いじめに関する相談や通報等に係る個人情報，適切に保護します。

## **Ⅲ 保護者と生徒の役割**

### **1 保護者として**

- (1) どの生徒もいじめの加害者にも被害者にもなることを意識し，いじめに加わらないよう指導してください。また，日頃から悩みがあった場合は，周囲の大人に相談するよう働きかけてください。
- (2) いじめを防止するために，学校や地域の人々など生徒を見守っている大人との情報交換に努めてください。
- (3) いじめを発見し，または，いじめのおそれがあると思われるときは，速やかに学校や関係機関等に相談または通報してください。
- (4) こどもがスマートフォン等デジタル端末を使用する際は，保護者が責任をもって，その使用方法や使用時間等の取扱いの管理、使用に伴う危険やトラブル等への対処をしてください。

### **2 生徒として**

- (1) 自己実現を目指していく中で何事にも精一杯取り組み，周りの人に対しては思いやりの心をもって接し，自らが主体的にいじめを許さない環境づくりに努めてください。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは，その生徒に声をかけることや，周囲の人に相談してください。